

瑞浪市市民まちづくり会議 取組概要説明シート

瑞浪市市民まちづくり会議 取組概要説明シート

平成30年1月31日 実施

取組推進方針	取り組み	市民まちづくり会議の設置、運営					
	担当課	市民協働課					
	スケジュール 取組み	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取り組み内容	条例施行、 会議の設置 運営	会議の運営	会議の運営	会議の運営	会議の運営
		備 考					
現況評価及び今後の方向性	市民まちづくり会議設置条例に基づき会議を運営します。						

【取組状況など】

1. 本年度(現在まで)に取り組んだ内容

条例に基づき会議を設置し、これまで複数回の会議を開催してきました。会議は委員12人以内で学識経験者、市内の民間団体から推薦された者、公募による市民で組織することとなっています。また、任期は2年で再任は妨げないと規定されており、会議の継続性を持たせるため、12名のうち半数の6名ずつが毎年入れ替わるように工夫しています。

当会議では、市長の諮問に応じ条例の運用、啓発に関する事、まちづくりの推進の検証に関する事、その他まちづくりの施策に関する事を調査審議するため、委員から活発な意見を得ることが必要不可欠となります。委員が少しでも意見を出しやすくする環境を整えるため、これまでに会議の進行手法や協議テーマ、会議開催回数などについてアンケートやヒアリングを行い、柔軟に見直し改善をしながら、市民に開かれた場となるような運営を心がけています。

2. 取組実施期間

通年(4月1日～3月31日)

3. 本年度(現在まで)の取組実績

- ・会議は年4回開催し、調査審議テーマは委員にアンケートを行うなどして柔軟に選定抽出しています。
- ・初めての委員の方もみえるため、まちづくり基本条例のことなどについて理解を深めていただく機会を設けました。
- ・市長からの諮問に対し、毎年7月に答申をしています。

4. 現況評価

(1) 取り組んだ内容に対する評価

- ・当会議は設置後3年目に入りますが、委員の女性割合が年々減少しているため、今後は少しでも多くの女性の方に参加していただけるような工夫が必要と考えています。
- ・初めてでわかりにくかったという過去にいただいた意見をもとに、これまでなかった学習会を開催しました。委員の方には、まちづくりのことについて、これまで以上に理解を深めていただくことができたと考えています。

(2) 5つの基本原則に関する評価

市民主役の原則： 特に公募委員の方には、自発的に会議参加をいただいています。
市民参加の原則： 委員募集について、広報みずなみや市ホームページに掲載したほか、市民協働課、各地区コミュニティセンター窓口においても周知をおこないました。
情報共有： 会議内容等については、市ホームページにおいて情報発信に努めています。

(3) 評価に対する今後の取組み

- ・引き続き開かれた会議となるよう、柔軟な姿勢で会議運営をしていきます。
- ・より多くの市民の方に関心をもっていただけるような工夫が必要です。条例施行日から日が浅く、まずはまちづくりのことについて少しでも多くの市民に知っていただくことを念頭に考えて取組みます。

瑞浪市市民まちづくり会議 取組概要説明シート

平成30年1月31日 実施

取組推進方針	取り組み	自治会からの要望意見への対応					
	担当課	市民協働課					
	スケジュール	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取り組み内容	要望とりまとめ、連絡調整、結果公表	要望とりまとめ、連絡調整、結果公表	要望とりまとめ、連絡調整、結果公表	要望とりまとめ、連絡調整、結果公表	要望とりまとめ、連絡調整、結果公表
		備考					
現況評価及び今後の方向性	自治会からの要望を取りまとめて、関係課との調整を行っています。要望の取りまとめ結果については、分かりやすく市民へ公開します。						

【取組状況など】

1. 本年度(現在まで)に取り組んだ内容

地区要望については、毎年4月の区長会で申請様式等を周知し、5月に各地区から提出をしていただいております。要望は種類に応じて担当課ごとに振り分け、たとえば地元区長と調整を図り現地確認を行うなどし、予算の範囲内で対応可能なものは速やかに対応していきます。結果公表(可否回答、対応状況報告)については、11月の連合自治会において資料提供するとともに、それ以降の各地区区長会で区長様に周知をしていただいております。

申請様式類は毎年見直しを行うなど、わかりやすいものとなるように努めています。また、要望の多かった様式類のデータ提供については、市ホームページからもダウンロードしていただけるように改善しました。

その他、問合せの多い項目等があれば、自治会ハンドブック別冊のQ&Aに追加掲載するなど、毎年充実させています。

2. 取組実施期間

通年(4月1日～3月31日)

3. 本年度(現在まで)の取組実績

- ・地区要望の際の一助となるよう、自治会ハンドブックを区長会で配布しています。また、別冊には様式類やQ&Aを掲載しています。
- ・市ホームページにおいて、様式類がダウンロードできるようにしています。
- ・市役所内の情報共有を図るため、出された要望については関係各課と各地区区長会支援職員も確認できるようにデータ管理しています。

4. 現況評価

(1) 取り組んだ内容に対する評価

要望事項については、対応できるものは速やかに対応するよう心がけています。要望件数は年間565件超(28年度は485件超)と多く、遅滞のないように関係課に回付するなど努めています。

結果公表については、わかりにくいものなどは区長様に担当課から直接説明しお伝えするなど努めておりますが、なかなか地区住民まで伝わらないこともあるようですので、その辺りの情報伝達が課題です。

(2) 5つの基本原則に関する評価

情報共有：各地区区長会長で組織する「連合自治会」へ資料配布による情報提供をおこない、各地区区長会において結果公表(可否回答、対応状況報告)することで、市民への周知を図っています。

(3) 評価に対する今後の取組み

引き続き、連合自治会への情報提供を行うほか、一方的な回答とならないよう、わかりにくいものなどは直接区長様に連絡説明するなど、丁寧な対応に努めます。